

第 1 条（目的）

本約款は、元気寿司株式会社（以下「当社」といいます）が発行する、以下に定義した元気寿司グループ電子マネーカード「SushiCa（スシカ）」（以下「本カード」といいます）のご利用について規定するもので、本カードの所持者（以下「お客様」といいます）は本約款に従ってお取引いただくものとします。

第 2 条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、別途定義されない限り次のとおりとします。

（1）SushiCa

当社発行の前払式支払手段である加減算型カードで、貨幣価値情報を電子データに換えて、当社指定の店舗において商品を購入することができる機能を備えたもの（以下「本カード」という）をいいます。

（2）お客様

本約款の規定の全部の内容を理解、同意および承諾した上で、当社（当社から引渡しを受けた第三者を含みます）から本カードの引渡しを受け、現実に本カードを所持される方であって、本約款に規定された利用をされる方をいいます。

（3）商品

当社各店にて販売する商品（ギフト券、SushiCa、金券類、一部商品を除く）、または当社が提供する役務やサービスなどを総称したものをいいます。

（4）SushiCa 取扱店

「SushiCa 取扱店」の掲示がある当社が指定する日本国内の店舗（以下「SushiCa 取扱店」という）または施設をいいます。具体的な SushiCa 取扱店の場所や情報に関しては、本約款末尾に記載された SushiCa に関するお問い合わせ窓口にお問合せいただけます。

（5）SushiCa マネー

お客様が商品の給付を当社に請求する上で必要となる流通貨幣に相当する価値をいいます。（なお、本カードの最終ご利用日現在における当該本カードの SushiCa マネー残余数量を、以下「残高」といいます）

（6）商品購入による利用

商品の給付を受けるために必要な残高を有する本カードを取扱店に提示することにより商品の給付を請求し、かつ当該商品の給付を受ける行為の総称をいいます。

（7）チャージ

2023 年 5 月 31 日をもってチャージ（入金）を終了します。

(8) SushiCa ポイント

お客様が当社所定の方法によるお支払額に応じて、当社が付与するお買いものポイントをいいます。

2023年5月31日をもって新規ポイント付与を終了します。

(9) 残高照会

本カードを取扱店に提示することにより、または、その他の当社が指定する方法により、当該本カードの SushiCa マネーの残高を確認する行為をいいます。

(10) ご利用

本カードへのチャージ、本カードの商品購入による利用の行為を総称して「ご利用」といいます。

(11) 本カードの種類

- 1.SushiCa：当社店舗より発行されたプリペイドカード。
- 2.アプリ SushiCa：当社店舗より発行された SushiCa を「魚べい元気寿司千両公式アプリ」
(以下「公式アプリ」といいます) に登録したもの。
- 3.モバイル SushiCa：公式アプリより発行され、これを情報記録媒体とする SushiCa。

第3条（お客様の情報の取得）

当社は、お客様が「アプリ SushiCa」または「モバイル SushiCa」を利用するとき、SushiCa の所有者確認、または連絡のために、メールアドレスを取得します。メールアドレス登録の際には氏名を含めたもの/ドメインに所属組織名が使用されたものなどのご利用はお控え下さい。なお、メールアドレスは当社が別途定めるプライバシーポリシーに則って取り扱うものとします。

第4条（カードの発行）

カードの新規発行は2023年5月31日をもって終了します。

第5条（チャージの方法）

チャージは2023年5月31日をもって終了します。

第6条（利用の方法）

- 1.本カードの SushiCa マネーにて商品をご購入される場合は、SushiCa 取扱店内のレジで本カードまたは公式アプリの SushiCa バーコード画面を提示するものとします。本カードにチャージされた金額から商品購入合計額を差し引くことにより、現金にて商品購入合計額をお支払いされた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払い後の本カード残高はレシートに表示されますので、お客様はそれらに誤りがないことを確認するものとします。
- 2.提示いただいた本カードの残高が商品購入合計額に満たない場合は、不足分を現金もしくは当社が指定する支払い方法によりお支払いをいただくものとします。

3. 一度のお支払いに利用できる枚数は原則 1 枚までといたします。

第 7 条（残高照会の方法）

1. 本カード残高は、以下の方法により確認することができます。

- ・サービス利用時のレシートによる残高照会
- ・取扱店において本カードを提示することによる残高照会
- ・当社の指定するウェブサイトによる残高照会
- ・公式アプリ内「SushiCa バーコード画面」に表示される残高を確認

2. 当社の指定するウェブサイトにて残高を確認される場合は、本カード裏面に記載された 16 桁のカード番号と 6 桁の PIN 番号が必要です。

第 8 条（換金）

本カード自体または本カード残高の換金、返金および払い戻し等はいたしません。

第 9 条（再発行）

1. 本カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、本カード機能停止、返金、または再発行はいたしません。

2. カードやカードの機能を破損することがありますので、本カードを汚損したり、折り曲げたり、バーコードを傷つけたりしないでください。

3. 当社は本カードが毀損され、または、必要な機能が損なわれた場合、その原因がお客様の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該本カードバーコード情報または裏面に記載されている特定の番号が判読可能であるときに限り、当社の判断により、当社所定の方法に基づいて、必要な残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行するものとします。その際、当社は新しい本カードと引き換えに日本カードの引渡しを求めることができるものとします。なお、新しい本カードの発行にあたっては、本カードの図柄及び属性は当社が指定させていただき、お客様は異議を述べないものとします。

4. モバイル SushiCa にあっては、モバイル SushiCa 会員への登録内容に基づき、お客様本人と確認できる場合にのみ、当社指定の方法に基づいて本カードを復元することができるものとします。なお、当社指定の方法によりお客様本人と確認できない場合、その理由がいかなるものであっても本カードの払戻しまたは復元、もしくは再発行のいずれも一切請求することができないものとします。

第 10 条（不正な取得・利用等）

1. お客様が次のいずれかに該当するときには、当社は、お客様に本カードの利用をお断りし、本カード自体を無効扱いとしたうえで、お客様の本カードを当社にお引渡しいただくものとします。

- ①お客様が不正な方法により本カードを取得され使用した場合や使用しようとした場合。
 - ②本カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合。
 - ③チャージ（入金）が不正な方法による場合（他人名義のクレジットカードを名義人本人の承諾なく使用した場合など。）
 - ④本約款に違反した場合。
 - ⑤その他、本カードまたはカード番号の利用が不正であると当社が認める場合。
2. 当社は前各号の疑いがある場合、調査のため一時的に本カードをお預かり、または利用停止できるものとします。
3. お客様は前 2 項の場合においても、払戻しまたは本カードの再発行もしくは交換のいずれも一切請求することができないものとします。

第 11 条（ご利用期限に関する制限）【重要事項】

1. 現在配布されているすべての SushiCa の有効期限は、SushiCa マネー・ポイントとともに、2025 年 5 月 31 日までとします。
2. お客様は前項のご利用期限が到来した本カードに関するご利用および払戻し等の請求権等に関する一切の請求ができないものとします。
3. お客様は本カードを長期間にわたってご利用されない場合、本条の定めには十分注意しなければいけないものとします。

第 12 条（システム保守・障害等）

本カードに関するシステムの設計、管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に関する管理、その他やむを得ない事情により本カード取扱店の一部または全店において、当社は予告なく本カードのご利用内容の一部またはすべてにつき一時的に停止できるものとします。その際、本カードがご利用いただけないことから不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 13 条（免責）

1. 当社は、本サービスに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと、および本サービスが中断なく提供されることを保証しません。また、特定の目的に対する適応性、知的財産権その他の権利の侵害等に対しても保証しません。当社は、本サービスにいかなる不備があってもそれを回復、訂正等する義務を負いません。
2. 当社は、お客様が本サービスを利用すること、または、利用できなかったことによって損害、トラブル等が生じた場合であっても、いかなる責任も負いません。
3. 当社は、以下に掲げる場合(お客様の情報の消失、毀損を含みますがこれらに限定されません)等において、本規約に別途定める場合を除き、お客様に生じる損害、トラブルに関して、その原因如何を問わず、いかなる責任も負いません。

(1)お客様のインターネット使用環境により、本サービスが利用できない場合

(2)当社が本サービスを変更し、または本サービスの利用を中止した場合

- (3)本サービスの利用により、お客様のコンピュータ、OS、ブラウザ、各種ソフトウェア、その他付属機器に不具合が生じ、またはお客様のデータが消失、毀損等した場合
- (4)本サービスにおいて、お客様同士またはお客様と第三者の間で法令または公序良俗に反する行為、名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等が生じた場合
4. 当社は本サービス上で表示される情報等について、明示または黙示を問わず、その正確性、完全性、最新性、および品質等についてなんら保証しません。また、当社は、本サービス上で表示される情報等およびその変更、更新等に関連して、お客様に生じた一切の損害、トラブルに関していかなる責任も負いません。
5. 本サービスにおいて投稿情報が本規約または個別規約に定める事項の一つにでも違反した場合、当社は、当該情報の全部または一部の削除を行い、第 17 条第 2 項の定めにしたがって本サービスの利用を中止させる場合がありますが、それによって生じた一切の損害に関していかなる責任も負いません。また、当社は、違反があってもそれを削除等する義務を負いません。
6. 当社は、本サービスの仕様に関するご質問には一切お答えできません。
7. 本規約および個別規約に基づく契約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 3 項の消費者契約に該当する場合には、本規約および個別規約のうち、当社の責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合においてお客様に発生した損害が当社の債務不履行または不法行為に基づくときは、当社は、当社に重過失がある場合に限り、お客様が直接被った損害を上限として損害賠償責任を負うものとします。
8. 本規約または個別規約の一部の規定が法令に基づいて無効と判断された場合であっても、その他の規定は有効とします。また、本規約または個別規約の一部が特定のお客様との間で無効とされ、または取り消された場合でも、本規約および個別規約はその他のお客様との関係では有効とします。

第 14 条（業務委託）

当社は、本カードに関して行う業務を第三者に委託する場合があります。

情報の取扱いにあたっては当社が別途定めるプライバシーポリシーに則って取り扱うものとします。

第 15 条（譲渡等の禁止）

お客様は本カードについて、他人への貸与や譲渡、または質入れ等の担保に供することはできません。但し、当社所定の方法によりギフト用として当社より本カードの交付を受けた場合は、当該本カードを譲渡することができます。お客様が本条に違反した場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第 16 条（裁判管轄）

本約款に基づくご利用および取引に関してお客様と当社または取扱店との間に紛争が生じた場合、当社の本店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第 17 条 (SushiCa 取扱店との紛議)

- 1.お客様が、本カードを利用してご購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、お客様と当社との間で協議により解決するものとします。
- 2.前項の場合においても、お客様は、当社および当該カード取扱店に対し、SushiCa マネーの利用の取消し等を求めることはできないものとします。

第 18 条 (反社会的勢力の排除)

お客様は、ご自身が、現在及び過去 5 年以内において、暴力団等の反社会的勢力（その共生者も含みます。）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第 19 条 (本約款の変更)

- 1.当社は、当社の判断において本約款を変更することができるものとします。
- 2.本約款を変更するときには、変更後の利用約款の効力発生日より前に、本約款を変更する旨及び変更後の利用約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトまたは公式アプリに掲示します。

第 20 条 (準拠法)

本約款の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。附則本規約は 2020 年 3 月 31 日から適用します。

(附則)

本約款は2018年12月12日からこれを適用します。
本約款は2020年3月2日から改正適用します。
本約款は2020年3月30日から改正適用します。
本約款は2021年6月21日から改正適用します。
本約款は2021年11月8日から改正適用します。
本約款は2022年5月12日から改正適用します。
本規約は2023年6月1日から改正適用します。

■お問合せ・ご相談窓口

カードまたは本約款に関するご質問、ご相談等ございましたら下記までご連絡ください。

〈カード発行元〉元気寿司株式会社

栃木県宇都宮市大通り 2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル 4F

TEL028-632-5711 (代表)

〈カードに関するお問合せ先〉元気寿司株式会社

栃木県宇都宮市大通り 2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル 4F

TEL028-632-5711（代表） 受付時間/平日 9：00～18：00（土日祝および年始を除く）

■ 資金決済法に基づく表示事項

・前払式支払手段発行者元気寿司株式会社

・前払式支払手段の支払可能金額等

残高上限額は、本カード 1 枚につき 100,000 円とします

・有効期限

すべてのカードの有効期限は 2025 年 5 月 31 日となります。

・お問い合わせ先元気寿司株式会社

栃木県宇都宮市大通り 2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル 4F

TEL028-632-5711（代表） 受付時間/平日 9：00～18：00（土日祝および年始を除く）

・ご利用いただける施設又は場所の範囲

「SushiCa 取扱店」の掲示がある当社が指定する日本国内の店舗または施設となります。

・前払式支払手段の利用上の必要な注意

- 本カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、本カード機能停止、返金、または再発行はいたしません。
- 当社は本カードが毀損され、または、必要な機能が損なわれた場合、その原因がお客様の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該本カードバーコード情報または裏面に記載されている特定の番号が判読可能であるときに限り、当社の判断により、当社所定の方法に基づいて、必要な残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行するものとします。・未使用残高を知ることができる方法
- サービス利用時のレシートによる残高照会
- 取扱店において本カードを提示することによる残高照会
- 当社の指定するウェブサイトによる残高照会
- 公式アプリ内「SushiCa バーコード画面」に表示される残高を確認

・利用者資金の保全方法について

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日時点の未使用残高の半額以下の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務付けられております。万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

当社の利用者資金の保全方法/金銭による供託

- ・無権限取引（利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと）により発生した損失の補償等の対応方針

SushiCa の紛失、盗難等により、利用者が生じた損失について、原則として、その責任を負わないものとします。

- ・前払式支払手段の利用に係る約款

SushiCa のご利用には本約款が適用されます。